

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

鳥取労働局

最終更新日：令和6年6月24日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
ラーメン来香	鳥取県米子市	R5.9.11	最低賃金法第4条	労働者14名に対し、1か月間の定期賃金合計約43万円を支払わなかったもの	R5.9.11送検
岡山県貨物運送(株) 鳥取支店	鳥取県鳥取市	R5.9.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトで荷の運搬作業を行う際、フォークリフトに接触する危険のある箇所に作業員を立ち入らせたもの	R5.9.12送検
(株)みつわ安全機材	鳥取県鳥取市	R6.2.15	労働基準法第37条	労働者2名に虚偽のタイムカードの記録に基づく賃金を支払い、もって、法定の割増賃金を支払わなかったもの	R6.2.15送検
(有)中本産業	鳥取県東伯郡湯梨浜町	R6.3.1	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.3.1送検
(株)悠彩	鳥取県鳥取市	R6.3.5	労働基準法第24条	労働者10名に、合計8か月にわたり、当月分の賃金の一部又は全額を所定支払期日までに支払わなかったもの	R6.3.5送検
(株)エフズライン	鳥取県米子市	R6.5.7	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R6.5.7送検
個人事業主	鳥取県鳥取市	R6.6.11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約6メートルの梁上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.6.11送検